

柏市特別職の業務内容について

副市長の業務内容

副市長は、市長を補佐し、その政策及び企画をつかさどり、その補助機関である職員が担当する事務を監督する役割がある。

柏市には2名の副市長がおり、「市政の基本方針の決定」「市議会に提出する議案」等については、両副市長が共同して所管しているが、「危機管理部、総務部、企画部、財政部、広報部、市民生活部、健康医療部、福祉部及びこども部に係る分掌事務」等は加藤副市長が所管し、「環境部、経済産業部、都市部及び土木部に係る分掌事務」等については、奥田副市長が所管することと定められている。（柏市副市長事務所管規則 第2条 所管事務）行事において市長の代理出席、懸案事項について各担当課との内部打合せを数多く行っている。

また、年4回の定例市議会には、議長から出席を求められ、議会の審議に必要な説明をしている。

主な業務内容	令和4年度		令和5年度 (8月31日まで)	
	加藤 副市長	奥田 副市長	加藤 副市長	奥田 副市長
市議会関連 (定例会や委員会視察など)	76日 間	54日 間	18日 間	12日 間
イベント・式典 (入学式、各種大会の来賓、町会の総会・夏祭り、敬老会、祝賀会)	14件	16件	5件	9件
面会 (表敬訪問、各種団体との面談、町会要望など)	249 件	104 件	56件	38件
会議 (国・県・各種団体主催会議、部長ヒアリングなど)	66件	46件	30件	25件
内部打合せ (懸案事項・課題解決、総合計画ヒアリングなど)	534 件	324 件	202 件	148 件
祝賀会・懇親会 (各種団体の祝賀会や懇親会など)	2件	1件	3件	2件

教育長の業務内容

教育長は、合議体の執行機関である教育委員会を代表し、教育委員会の意思決定に基づき、事務をつかさどっている。その職務は、教育委員会の会務を総理すると定められていることから、教育委員会の会議を主宰するとともに、教育委員会の権限に属するすべての事務をつかさどり、事務局の事務を統括し所属の職員を指揮監督している。そのため、年間を通じて、各種会議等への出席、懸案事項等の打合せを数多くこなしている。

また、年4回の定例会市議会には、教育委員会の代表者として議長から出席を求められ、議会の審議に必要な説明をしている。

主な業務内容	令和4年度	令和5年度 (8月31日まで)
市議会関連 (定例会、委員会、委員会視察など)	4 1 日間	1 1 日間
教育委員会 (教育委員会定例会・臨時会、行政視察、教育委員が伴う学校訪問など)	2 2 件	9 件
イベント・式典等 (関係団体等の総会・記念式典、小中高等学校の周年行事など)	4 6 件	1 2 件
会議・研修 (関係団体等主催会議・研修、市長部局会議、委員会主催会議・研修、教育長ヒアリング・面接など)	3 3 2 件	1 2 8 件
面会・訪問 (関係団体等との面談・訪問、寄附贈呈式、叙勲伝達式など)	1 0 6 件	4 6 件
内部打合せ(懸案事項等の打合せ)	6 5 件	3 5 件
視察 (市内小中高等学校、生涯学習・文化施設等の視察)	3 1 件	1 件
祝賀会・懇親会 (関係団体等の祝賀会、懇親会など)	6 件	2 件

※「面会・訪問」「内部打合せ」については、日程に入っていない(この件数に入っていない)ものが多数ある。「内部打合せ」については、平均して1日に4、5件程度、1件について15分程度のものから1時間以上に及ぶものまでである。

上下水道事業管理者の業務内容

市では、水道事業及び下水道事業（以下、「上下水道事業」という。）について、地方公営企業法の全てを適用し、常に企業の経済性を発揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉を増進するよう運営しているが、上下水道事業管理者は、上下水道事業の業務執行に関して代表する立場にある。

主な業務内容としては、上下水道事業についての基本方針の決定、予算の原案及び予算に関する説明書の作成並びに決算の調製のほか、上下水道局職員の任免、給与等の勤務条件等の身分取扱いに関することなどになる。

また、年4回行われる定例会市議会には、市長や市長部局の部局長とともに出席しているが、議会の議決を経るべき案件について、議案作成業務も行っている。

主な業務内容	令和4年度	令和5年度 (8月31日まで)
市議会関連 (定例会・委員会)	40日間	9日間
市議会に提出する議案の調製 (予算・決算, 条例)	4件	0件
上下水道局企業管理規程の 制定及び改廃	9件	1件
職員の任免 (辞令の交付)	234件	159件
会議・打合せ (懸案事項・課題解決, 各種 計画ヒアリング, 他事業 体との会議)	108件	47件

代表監査委員の業務内容

【監査委員の職務】

監査委員は、地方自治法（以下「法」という。）第180条の5において執行機関として普通地方公共団体に置かなければならない委員と定められており、法等に基づき、定期監査・決算審査・健全化判断比率等審査・例月現金出納検査を毎年必ず実施している。また、随時監査として、必要に応じ行政監査・工事監査・財政援助団体等監査を実施している。加えて、住民からの請求があった場合は、住民監査請求監査や直接請求監査を実施する。

【代表監査委員の職務】

法第196条第1項及び第5項において、監査委員は識見を有する者（以下「識見監査委員」という。）及び議員から選任することとされており、また都道府県及び25万人以上の市においては、識見監査委員のうち少なくとも1名以上は常勤としなければならないと規定されている。さらに、法第199条の3第1項において、識見監査委員のうち1人を代表監査委員としなければならないと規定されており、その職務は、法及び柏市監査委員規程において定められている。代表監査委員の主な職務は次のとおりである。

- ・ 監査委員に関する庶務
- ・ 代表監査委員又は監査委員の処分又は裁決に係る普通地方公共団体を被告とする訴訟に関する事務
- ・ 住民監査請求に基づく住民訴訟について、市の執行機関又は職員に損害賠償又は不当利得返還の請求を命ずる判決が確定した場合に、市が長に対し当該損害賠償又は不当利得返還の請求を目的とする訴訟を提起するとき、当該訴訟について代表監査委員が市を代表する。
- ・ 監査事務局長の出張命令、休暇、事務引継等に関する事務
- ・ 監査委員の会議の開催に関する事務
- ・ 監査等の執行に関する事務

以上に基づき、代表監査委員は、監査委員としての職務及び代表監査委員としての職務を担い、監査等の実施や監査委員会議の開催、市議会への出席等を行っている。

主な業務内容は次のとおりである。

主な業務内容	令和4年度	令和5年度 (8月31日まで)
監査等の質疑（定期監査及び行政監査，決算審査，財政援助団体等監査，例月現金出納検査，工事監査）	21日間	8日間
監査等資料の読み込み，確認，調査等	86日間	33日間

監査委員会議	13日間	5日間
市議会への出席	38日間	8日間
内部打合せ（監査委員会議及び例月現金 出納検査の事前打ち合わせ，庁内各部署 からの報告等）	記録はないが 少なくとも3 2回以上	記録はないが 少なくとも1 2回以上
全国・関東・千葉県市監査委員協議会の 総会，研修会等（オンライン含む）	8回	1回